

# 福岡広域都市計画

区域区分の変更

令和 年 月 日 告示

福岡県

## 福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区 分	年 次 平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	2, 393千人	2, 540千人
市街化区域内人口	2, 272千人	2, 419千人
配分する人口	-	2, 313千人
保留する人口	-	106千人
(特定保留)	-	0人
(一般保留)	-	106千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理由

別紙のとおり

## 理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」において、「市街化調整区域とされている区域の一部において、土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備を検討する場合は、当該地区的農林漁業との調整を図りつつ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、計画的に市街化区域に編入を行うものとする。」と定めています。

今回、那珂川市及び粕屋町地内において土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実と見込まれることから、保留された人口フレーム内で市街化区域に編入するものです。